

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	メインストレッチャー 修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,369,060	平成29年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	空気呼吸器Aほか2点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	18,451,908	平成29年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	エックス線一般撮影装置管球ほか1点 買入	27:医療用機器	島津メディカルシステムズ(株)	2,700,000	平成29年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	4,644,000	平成29年9月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	分光光度計 ほか3点 修繕	28:理化学機器	(株)島津アクセス	3,974,400	平成29年9月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	

1

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)

2

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器Aほか2点 買入

2 契約の相手方

真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、火災現場等で煙が充満するなど呼吸が困難な環境で、ボンベ内の空気を吸うことによりその環境下の空気に依存せず、独立した呼吸が可能となるものである。

冬季の災害現場においては、レギュレータが凍結し正常に作動しなくなることがある。原因はレギュレータ内に侵入した冷たい水が、装着者の吸気等による空気の断熱膨張によりさらに冷やされ、凍結に至ってしまうものである。これを防止するため、レギュレータ内の水が排出される構造及び装着者の呼気がレギュレータ内を通りレギュレータ内を温めることで凍結しにくい構造となっているものが必要である。さらに当局保有の空気ボンベとの互換性も必要である。

以上のことから、凍結しにくい構造を有し、当局保有の空気ボンベと互換性があるのは、エア・ウォーター防災㈱製のライフゼムA1-12 OS型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器（レスクマスク付含む）及びそれに関する消耗品の納入については、関西地区の総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

3

随意契約理由書

1 案件名称

エックス線一般撮影装置管球ほか1点 買入

2 契約の相手方

島津メディカルシステムズ株式会社
関西支社 大阪営業所

3 随意契約理由

エックス線管球及びコリメータは弘済院附属病院において稼動しているエックス線一般撮影装置に搭載されている部品で、管球はエックス線を発生させる部品、コリメータは患者にエックス線を照射させる際に余分なエックス線を被曝させないために照射野を調整する部品である。

このため、現行のエックス線一般撮影装置機種(株式会社島津製作所製 UD150L-30)に適応する管球及びコリメータは、本体機種メーカー製の本製品のみであるため、製品指定する。

当該製品は、株式会社島津製作所製であり、大阪府下では島津メディカルシステムズ株式会社が唯一の代理店となっている。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局 弘済院 管理課 (電話：06-6871-8032)

4

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

5

随意契約理由書

1 案件名称

分光光度計 ほか3点 修繕

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、分光光度計、全有機炭素計、シアン用ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計及びポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計（株島津製作所製）の部品交換、各部の清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている、株島津アクセス大阪支店が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所庭窪分室（電話番号06-6907-4482）